

技能水準（スキルレベル）の定義等について（OECD等文献レビュー）

1 はじめに

諸外国では、高技能(high-skilled, skilled)と非高度技能(low-skilled, non-skilled)の労働者に分けて受入制度を構築している例が多い。このため、技能水準（スキルレベル）の概念について、文献をレビューした。

2 国際標準職業分類における技能水準（スキルレベル）の概念

- (1) 国際労働機関(ILO)は、各国の職業別統計を国際比較する際の職業に関する国際基準として、国際標準職業分類(ISCO)を制定している。ILOが2008年に定めた国際標準職業分類(ISCO-08)では、類似した職務を束ねて一つの職業(occupation)として分類している。職務間の類似性の判断、分類項目の上位段階への集約等は、スキルに基づいて行われる。スキルとは、職務を遂行する能力を指す概念であり、スキルレベルとスキルの専門分野の二つの面がある(西澤(2012)p. 2-3, 15)。
- (2) スキルレベルは、職務自体の困難さや職務範囲の広さに関係した概念であり、①主な仕事の性質(nature of work performed)、②課業(task and duty)の遂行に必要な正規教育のレベル(1997年版の国際標準教育分類(ISCED-97)に準拠)、③課業の遂行に必要な非正規のOJTや過去の経験によって分類される(Mair & Hunter(2018)p. 3、西澤(2012)図表2)。分類項目は、スキルレベルの高い順に配列され、大分類に設定された10項目のうち8項目は、一つのスキルレベルに対応し、他の2項目は、亜大分類で一つのスキルレベルに対応する。スキルレベルを適用する対象は職務であって人ではないことに留意する必要がある。教育レベルの異なる人が同じ職務に従事している場合、主な仕事の内容によってスキルレベルを判断するとされている(西澤(2012)pp. 15-16, 図表3)。
- (3) スキルレベルと、必要な正規教育のレベル(ISCED-97)との対応は、レベル4(high)が、大学院、中期大学(学士)、レベル3(high)が、短・中期大学、レベル2(medium)が、高卒後教育(大学以外)、前期・後期中等教育、レベル1(low)が、初等教育となっている(西澤(2012)p. 16, 図表2)(ILOSTATレベル分類)。
- (4) スキルの専門分野は、職務(小分類)を中分類へ、中分類を亜大分類へ、亜大分類を大分類に大きくくりをするときに適用する基準であり、職務の遂行に必要な知識、使用する機械器具等の項目がある。
- (5) ILOの労働統計国際会議(ICLS)では、ISCO-08の見直しにおいて、現状

のスキルレベルは、過去の経験によって内部職務階層を昇進していくシステムと適合しない、卒業後の職務に対応した訓練がスキルレベルを反映できないといった問題があることから、過去の経験や卒業後の系統的な職業訓練をスキルレベルの評価要素として加えることが検討されている (Mair & Hunter (2018) p. 23)

3 日本標準職業分類における技能水準（スキルレベル）の扱い

- (1) 総務省が作成している日本標準職業類は、統計目的のための職業分類である。日本標準職業分類は、ISCO との整合性を図ってきたが、ISCO-88 がスキルレベルの概念を導入したことから、対応を確保することが困難となり、ISCO の考え方のうち採用できるものを採用した (西澤 (2012) p. 4)
- (2) スキルレベルが日本標準職業分類に取り入れられていない理由としては、スキルレベルの考え方が日本の職場の実態に適合的でないためとしている。スキルレベルの操作的な定義には、正規教育のレベルが用いられているが、教育と職業との対応関係が緊密でない日本では、適用可能性が低いとしている。例えば、看護師の教育が大学、短大、高校、看護学校で行われていること、技術者の職務領域と現場労働者の職務領域が必ずしも明確になっていないため、両者の中間領域であるテクニシャン（レベル3）の領域を明確に把握できないこと等をあげている (西澤 (2010) p. 19)。

4 国際標準分類における単純労働者の定義について

- (1) ISCO-08 においては、スキルレベル1として、単純労働者 (elementary occupation) を設定している。単純労働者は、主に身体を使って行う単純かつ定型的・反復的な作業であり、①作業の遂行に特別の資格・知識・技能・経験を要しないこと、②就労当日のうちに作業を遂行することが可能、③監督者の指示のもとに行う定型的作業であって、判断を要する事態への対応は行わない、という特徴がある (西澤 (2012) p. 70)。ISCO-08 では、清掃員、補助者、農林漁業の単純労働者、工業、建設、製造、運輸の単純労働者、調理補助者、露天販売等といった分類が設定されている。
- (2) 日本標準職業分類では、ISCO-8 の「単純労働者」に相当する区分として、「労務作業者」という大分類を設定することを検討したが、適当でないとされた。その理由としては、日本標準職業分類ではスキルレベルの考え方を取り入れてないこと、また、労務作業者に分類される仕事は、単純作業的な仕事に限定されず、仕事の遂行において判断が求められ (遂行上の裁量の余地があり)、作業分野の独自の知識と技能を必要とするためとしている。このため、スキルレベルではなく仕事の内容に基づいて設定する趣旨

から、大分類「運搬・清掃・包装等の職業」を設定し、その仕事の特徴は主に身体を使って行う定型的・反復的な作業とした（西澤（2010）pp. 32-33）。

5 スキルレベルと外国人受入制度

- (1) OECD, EU 諸国では、非高度技能職の移民労働者は、低学歴のへの悪影響を避けるため、低学歴の非高度技能労働を目的とする労働移民については、高度技能者に比較して、厳しい規制を行っている。多くの国が、労働移民に対して、技能に関する基準を設けている(OECD/EU (2016))。一部の国は、高度技能と非高度技能を区別しないことで非高度技能労働者も受け入れている(OECD 2019)。
- (2) OECD, EU 諸国では、高度技能労働者か非高度技能労働者で受入制度を区分けしており、中等技能者に焦点を当てた受入制度は見受けられない。

(参照文献)

- OECD/EU (2016) “Recruiting Immigrant Workers: Europe 2016, Recruiting Immigrant Workers”, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264257290-en>.
- OECD (2019) “Recruiting Immigrant Workers: Korea 2019, Recruiting Immigrant Workers”, OECD Publishing, Paris. <https://doi.org/10.1787/9789264307872-en>
- Mair, Debra, Hunter, David (2018) Review of the case for revision of ISCO-08. 20th International Conference of Labour Statistics, Geneva. 10-19 Oct.2018. ICLS/2020/Room document 19
- 西澤博（2010）職業分類の改訂に関する研究Ⅱ—分類項目の改訂— JILPT 資料シリーズ No.64 2010年3月（独）労働政策研究・研修機構
- 西澤博（2012）職業分類の改訂記録—厚生労働省編職業分類の2011年改訂— JILPT 資料シリーズ No.101 2012年3月（独）労働政策研究・研修機構